3　前項の規定にかかわらず、三以上の指定市を包括する道府県においてそれぞれ異なる指定市の市長の推薦に係る特定委員のうち一人がその任期を満了することとなつたため行う特定委員の任命については、当該任期を満了することとなつた特定委員が再任されることができる場合において、当該特定委員の推薦に係る指定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定によりその者を推薦したときは、その者について行うものとする。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

保健師助産師看護師法施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十二号

保健師助産師看護師法施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（保健師助産師看護師法施行令の一部改正）

第一条　保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十一条第一号」を「第二十一条第二号」に改め、「規定する学校」の下に「若しくは法第二十一条第一号に規定する大学」を加え、「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改める。

第十二条及び第二十一条の表第十二条の項中「大学」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第九十七条に規定する短期大学を含む。）」に改める。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表四の項中「第二十一条第二号」を「第二十一条第三号」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○総務省令第二十号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二十九条第八項、第四十八条、附則第五条の二第二項及び第五条の三第二項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

総務大臣　原口　一博

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附則第三条の二中「附則第一条の四」を「附則第一条の三」に改める。

附則第四条及び第四条の三中「第十一条」を「第十条」に、「附則第一条の四各号」を「附則第一条の三各号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第六号

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）第二条の規定による改正前の司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第六条第四項の規定に基づき、旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

法務大臣　千葉　景子

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則の一部を改正する省令

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則（昭和三十六年司法試験管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第二編第十章保険及び」を削る。

附　則

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○法務省令第七号

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第三条第三項の規定に基づき、司法試験法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

法務大臣　千葉　景子

司法試験法施行規則の一部を改正する省令

司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二編第十章保険及び」を削る。

附　則

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十九号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第五項、第三十五条第二項及び第四項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三関東農政局の項管轄区域の欄中「大里郡　北埼玉郡」を「大里郡」に改め、同表静岡農政事務所の項管轄区域の欄中「湖西市　浜名郡」を「湖西市」に、「駿東郡　富士郡」を「駿東郡」に改め、同表新潟農政事務所の項管轄区域の欄中「南魚沼市　北魚沼郡」を「南魚沼市」に改め、同表東海農政局の項管轄区域の欄中「弥富市」を「弥富市　あま市」に改め、同表九州農政局の項管轄区域の欄中「玉名郡　鹿本郡」を「玉名郡」に改め、同表宮崎農政事務所の項管轄区域の欄中「串間市　宮崎郡」を「串間市」に改め、同表鹿児島農政事務所の項管轄区域の欄中「伊佐市　姶良市」に改める。

別表第七関東の項管轄区域の欄中「三島郡　北魚沼郡」を「三島郡」に、「駿東郡　富士郡」を「駿東郡」に、「周智郡　浜名郡」を「周智郡」に改め、同表九州の項管轄区域の欄中「玉名郡　鹿本郡」を「玉名郡」に、「えびの市　宮崎郡」を「えびの市」に、「南九州市」を「南九州市　姶良市」に改める。

別表第八宮崎の項管轄区域の欄中「旧西諸県郡須木村」を「旧西諸県郡野尻町及び須木村」に、「西諸県郡高原町」を「西諸県郡」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年三月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　別表第三関東農政局の項の改正規定、同表静岡農政事務所の項の改正規定、同表九州農政局の項の改正規定及び同表鹿児島農政事務所の項の改正規定並びに同表第七関東の項の改正規定中「駿東郡　富士郡」を「駿東郡」に、「周智郡　浜名郡」を「周智郡」に改める部分及び同表九州の項の改正規定並びに別表第八の改正規定　平成二十二年三月二十三日

二　別表第三新潟農政事務所の項の改正規定及び別表第七関東の項の改正規定中「三島郡　北魚沼郡」を「三島郡」に改める部分　平成二十二年三月三十一日

○経済産業省令第十号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第十条の二第三項の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十九日

経済産業大臣　直嶋　正行

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第二十五号）を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。